

聖籠町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月二十三日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第十六号

聖籠町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

聖籠町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則（平成三年聖籠町規則第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号（表）中「へ（父、母）拘禁 ト未婚の女子で懐胎した者 チその他」を「へ保護命令 ト（父、母）拘禁 チ未婚の女子で懐胎した者 リその他」に

⑨ 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族等の数）	((1) ((ロ))	人 人 人
----------------------------------	---------------	-------------

⑩ 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数（うち(イ)老人扶養親族等の数(ロ)特定扶養親族数(ハ)16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数）	((1) ((ロ)) ((ハ))	人 人 人 人
---	------------------------	------------------

改め、同様式（表）中「(ロ)に特定扶養親族の数を」の次に「、(ハ)に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数」を加え、「②の欄のチ「その他」を「②の欄のリ「その他」に、「(6)」を「(7)」に改め、「(5)」の次に「(6)」

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がいる場合は、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 別紙2のとおり。」を加える。

別紙（その八）中「チキの産」を「ニキの産」に改め、同紙を別紙（その九）とする。

別紙（その七）中「チキの女子」を「チキの女子」に改め、同紙を別紙（その八）とする。

別紙（その六）中「チキ」を「チキ」に改め、同紙を別紙（その七）とする。

別紙（その五）の次に、次の別紙を加える。

別紙(その6)

ひとり親家庭等認定調査
(申請書②の欄へ保護命令に該当する場合)

保護命令を受けた父又は母の名称	
保護命令日	年 月 日
確定日	年 月 日
添付書類	保護命令発令及び確定の事実を証する書類を添付すること。
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

住所 聖籠町
氏名 ㊟

聖籠町長 様

別紙の次に次の別紙を加える。

別紙2

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書
(ひとり親家庭等医療費受給者用)

私の所得税上の扶養親族のうち、前年(1月から8月までの間に新規申請する場合は前々年)の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者において、以下のとおり申し立てます。

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族					
	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	就労の有無	別居の場合の住所
1			年 月 日	有 無	
2			年 月 日	有 無	
3			年 月 日	有 無	
4			年 月 日	有 無	
5			年 月 日	有 無	

注 1 所得税上の扶養親族とは、前年(請求日が1月から8月までの間にある場合は、前々年)の12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡日)において、次のいずれにも該当する方をいいます。
 ① 配偶者以外の親族(6等親以内の血族及び3親等以内の姻族)か、都道府県等から養育を委託された児童(いわゆる里子)である
 ② あなたと生計を同一にしている
 ③ 前年(1月から8月までの間に)新規申請する場合は、前々年)の所得税上の合計所得金額が38万円以下である
 ④ 青色申告者の事業専従者として給与の支払をうけていない又は白色申告者の事業専従者でない
 2 本年1月2日以後現住所に転入された方で16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族が第4条第3項第2号及び第3号に規定する扶養義務者でない場合は所得についての前住所地の市区町村長の証明書を添付してください。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

住所
氏名 印

聖籠町長 様

別記様式第二号中「聖籠町ひとり親家庭等医療費助成受給者証」を「聖籠町受給者証」とし、「**県親**」を

64
県親

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付された改正前の様式は、当分の間、これを使用できるものとする。